

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

[特殊標章等の意義について]

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

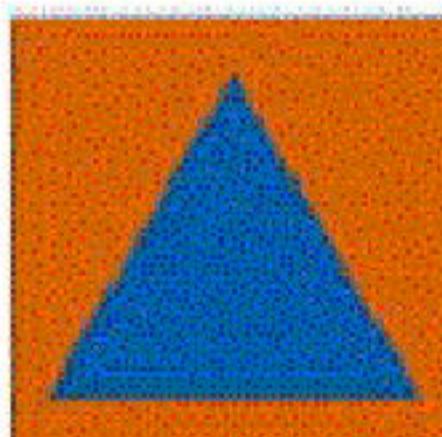
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に青の正三角形）

表面

 <small>(この認証書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)</small>	
身分証明書 <small>IDENTITY CARD</small>	
國民保護措置に係る職務等を行う者用 <small>for civil defense personnel</small>	
氏名 Name _____	
生年月日 Date of birth _____	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的・武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
支付年月日 Date of issue _____	記明番号 No. of card _____
許可権者の署名 Signature of issuing authority _____	
有効期限の終了日 Date of expiry _____	

裏面

身長 Height _____	眼の色 Eyes _____	髪の色 Hair _____
その他の特徴又は情報 Other distinguishing marks or information: <small>お智髣識記入欄</small> _____ _____ _____		
<small>所持者の写真</small> <small>PHOTO OF HOLDER</small>		
<small>印影/Stamp</small>	<small>所持者の署名/Signature of holder</small>	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で國民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により國民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する國民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で國民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により國民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する國民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。